

準防火地域の指定区域の拡大について

都市の不燃化を促進し災害に強い市街地の形成を図るため、準防火地域の指定区域の拡大を計画しています。同地域の変更案について、パブリックコメント手続と住民説明会を実施します。

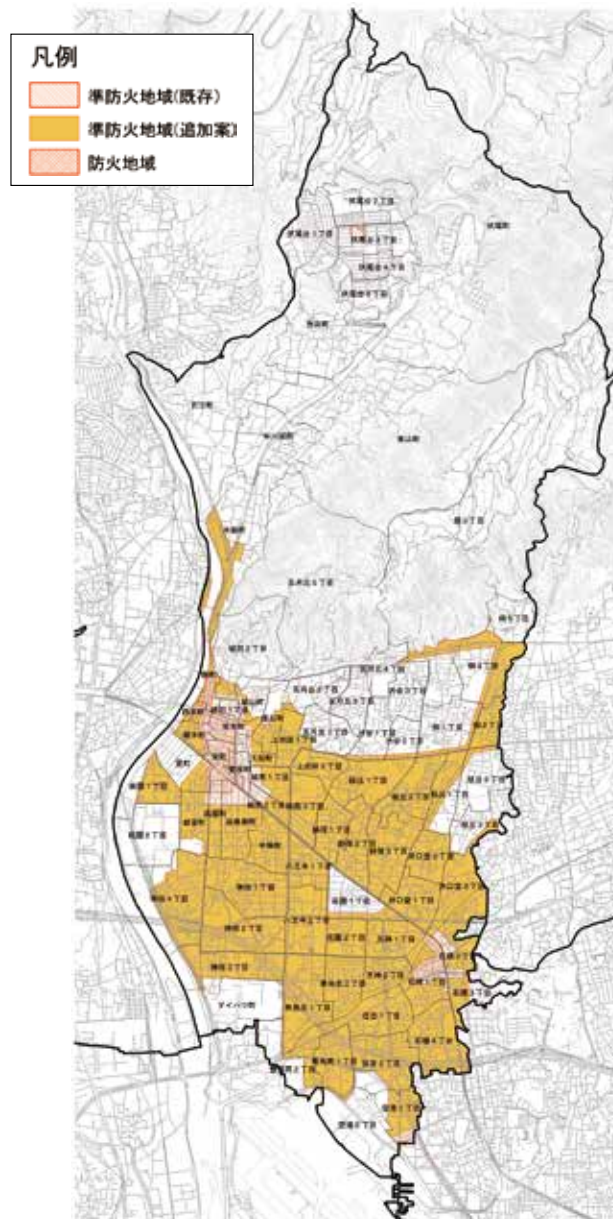
【準防火地域変更案】

	現状	変更案
防火地域	約28ha	変更なし
準防火地域	約26ha	約625ha

建ぺい率の最高限度を60%としている住居系用途地域（風致地区と伏尾台を除く）と準工業地域の一部のエリアにおいて、新たに準防火地域を指定。

【今後の主なスケジュール（案）】

令和2年度 11月	パブリック コメント	↓	住民説明会開催（2回）
12月			案の修正 など
1月	案の縦覧 （意見書提出）	↓	
2月			池田市都市計画審議会 附議
3月			周知期間
令和3年度			
令和4年度 4月～			都市計画変更決定告示 4月1日 区域拡大



市政トピックス

パブリック コメント

対象

- 市内在住・在勤・在学している方
- 市内に事務所を有する法人やNPO団体など
- 対象となる計画などについて利害関係のある方

提出期間

11月9日(月)から30日(月) (必着) までに意見・住所・氏名を書いて直接または郵送、メール、ファクスで都市政策課（〒563-8666、住所不要）FAX 752・6572 ✉ t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

住民説明会

時 11月15日(日)午前10時30分から、18日(水)午後7時から

場 市役所7階大会議室

※説明会の内容は、16日(月)から「YouTube」で配信予定です。詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせは都市政策課 ☎ 754・6262

ふくまる健康体操2020 完成!

高齢者の方に、気軽に運動に取り組んでいただくため、「ふくまる健康体操」の内容をリニューアルした「ふくまる健康体操2020」を作成しました。

ホームページ上(youtube)で公開中。また、DVDの配布もしています。

体力の低下や認知症、転倒予防のため体を動かしましょう。



問い合わせは地域支援課 ☎754・6288

市ホームページ 携帯サイトを終了します

令和3年2月1日(月)、市ホームページの全面リニューアルにあわせて、同ホームページのフィーチャーフォン(ガラケー)専用サイトを閉鎖します。今までご利用いただき、ありがとうございます。

現在のPC・スマホサイトについては、利用者がより見やすく、知りたい情報に素早くアクセスできるよう全面改修し、令和3年2月1日公開予定です。



問い合わせは
広報シティプロモーション課 ☎754・6202

「池田市空き家バンク」制度のご案内 —住まなくなった家、登録しませんか—

池田市空き家バンク制度とは、市内への移住・定住と地域の活性化を図るため、空き家の所有者と利用希望者との結びつきを、市がお手伝いする制度です。

同バンクに登録された空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望する方へ情報提供します。また、不動産・建築などの専門家と連携し、空き家所有者の方が抱えるさまざまな相談にも対応します。

空き家をお持ちの方で「貸したい、売りたい」という方からの物件の登録を募集しています。

対市内の空き家(戸建て住宅・兼用住宅など)の所有者とその代理者

※登録には「物件の相続登記が済んでいる」などの条件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

空き家に関する補助制度

予算の範囲内で以下の補助を実施しています。

内容	対象	補助額
空き家バンク仲介手数料補助 本市空き家バンクに登録をした物件の売買契約または賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none"> 登録して1カ月以上経過 適正に管理している 売買、賃貸の契約を親族と締結していない 所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり) 	売買契約で最大20万円、賃貸契約で最大5万円を補助
空き家バンクインスペクション補助 空き家バンクに登録した物件にインスペクションを実施する所有者に対して補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none"> 登録して1カ月以上経過 適正に管理している 昭和56年5月31日以前に建てられた場合、耐震診断を実施している インスペクションの結果を外部に公表することについて所有者が同意している 所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり) 	最大5万円を補助

問い合わせは都市政策課 ☎754・6283

STOP! 女性への暴力

11月12日(木)～25日(水)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。また、11月25日(水)は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

家庭内でも、対等な関係で行われるけんかではなく、支配関係にある夫から妻(妻から夫)に対して、一方的に暴力を振るうことはDVにあたります。夫婦間だから許されるということはありません。

市では、女性のための相談窓口やDV被害者らの緊急一時保護・避難支援制度などを設けています。一人で悩まずご相談ください。

また、同期間に合わせて「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示を行います。

「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示

時11月2日(月)～13日(金) 場市役所1階ロビー 内「ケンカとDVの違い」「暴力の形態」「デートDV」などについての解説や各種啓発冊子の展示



問い合わせは人権・文化国際課 ☎754・6231

入賞作品決まる 明るい選挙啓発ポスター

◎小学生の部

〈最優秀賞〉米村美玖(石橋小6年)
〈優秀賞〉松野桜子(池田小6年)、長谷部朱音(石橋小6年)、豊島要(石橋南小6年)



▲小学生の部 最優秀賞

〈佳作〉大谷純令(呉服小6年)、林樹里(五月丘小5年)、竹本茉由、平井椎菜(五月丘小6年)、伴龍之介(池田小6年)、澤柳碧(石橋小6年)

◎中学生の部

〈佳作〉水野莉那、永田穂の香(池田中2年)

◎高校生の部

〈佳作〉光野友稀(池田高2年)

問い合わせは
選挙管理委員会事務局 ☎754・6150

1世帯当たり4,000円の 電気料金を給付

令和2年7月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている世帯に、1世帯当たり4,000円を給付します。

申 令和3年2月1日(月)(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で特別定額給付金課 ☎754・6610

※申請書が届いていない方にご連絡ください。

妊婦特別定額給付金の 申請

国の特別定額給付金の対象者で、令和2年4月28日時点で妊娠中(妊娠週数4週0日以降、同日出産した方を含む)の方に5万円を給付します。

申 令和3年2月1日(月)(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で特別定額給付金課 ☎754・6611 ※申請書が届いていない方にご連絡ください。